

令和5年第2回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招集期日	令和5年2月21日 午後3時30分	場所	市役所本庁舎203・204会議室			
開閉日時 及び宣告者	令和5年2月21日 午後3時30分 開会	宣告者	金子 廣志			
	令和5年2月21日 午後5時 閉会	宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠			
	1	鈴木 松江	○			
	3	脇田 美保子	○			
出席職員	議席番号	氏名	出・欠			
	2	小泉 哲也	○			
	4	宮瀧 交二	○			
出席職員	①教育総務部長	○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	○	③教育総務課長	○
	④中央公民館長	○	⑤中央図書館長	○	⑥学校教育部長	○
	⑦学校教育部副部長兼教育支援課長	○	⑧学務課長	○	⑨教育相談センター副室長	○
	事務局 戸川真理子、城間悦子					
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和5年第2回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時30分				
会議録承認	教育長 各委員 教育長	令和5年第1回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。 承認 令和5年第1回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。				
議案第27号	教育長 教育総務課長 教育長 委員 委員	議案第27号「教育委員会の事務に関する点検評価報告について（継続審議）」を教育総務課長から説明願う。 本議案は、継続審査をお願いしているものであり、令和4年第7回教育委員会定例会にて所管課の一次評価の結果をお示しし、第9回教育委員会定例会にて教育委員の皆様方による二次評価について御審議いただいたところである。その後、点検評価検討会議を開催し、5名の学識者の皆様から一次、二次評価を踏まえた講評を頂いた。教育委員の皆様には、令和3年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書を事前に配布させていただいたが、学識者の皆様からの講評は報告書の24ページから掲載している。また、本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により市議会に提出することも併せて報告する。 議案第27号について、質疑はあるか。 例えば、基本目標1でWebコミュニティの活用や講座のアーカイブについて触れられており、大変新鮮な意見を感じた。学識者の皆様から貴重な御意見を頂いているので、教育委員の話合いや担当部署での検討などの機会があったらよいと思う。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、非常に大変				

<p>議案第4号</p>	<p>教育長 各委員 教育長</p> <p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育長 委員</p>	<p>な年の点検評価であったが、このように報告書にまとめていただけたことに感謝する。学識者から頂いた講評について、次年度以降に実現できるよう努力していかなければならない。よろしくお願いしたい。</p> <p>他になければ、議案第27号を承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第27号は、承認する。</p> <p>議案第4号「埼玉県指定史跡野火止用水保存活用計画の策定について」を生涯学習スポーツ課長から説明願う。</p> <p>本計画は、本市の貴重な文化遺産として残る野火止用水を後世に継承すべく、令和5年度から令和14年度までの目標年次を10年間とし、野火止用水の保存と活用の方向性を示すものである。作成に当たっては、地域の方々や学識経験者で構成される野火止用水保存活用計画推進委員会を設置し、それぞれの立場からの御意見を頂くとともに、埼玉県教育委員会の助言を踏まえて進めてきた。</p> <p>これまで平成6年に策定した野火止用水管理・活用計画に沿って保存と活用を行ってきたが、環境変化の中、計画を見直す必要性が高まってきた。実際に過去に整備した各所で経年劣化による法面の崩落も確認されている。このような現況や環境の変化に対応するため、史跡の保存、活用、整備の方針を示すべく、本計画を策定する運びとなった。本計画は、野火止用水を地域の多様な自然・歴史的環境と調和・共存させ、持続可能で未来につながる史跡とするために、適切な方針を定め実現するための方法を策定することを目的としている。</p> <p>第3章で野火止用水の本質的価値、地域に果たしてきた役割をお示しした上で、第4章で現状と課題を整理し、それを踏まえて第5章で保存活用に関する基本方針、具体的な方策を示している。第9章運営・体制の整備では、（仮称）野火止用水市民会議のような組織の検討を今後進めていくことを記載している。第10章では、実施計画を定めている。</p> <p>本計画の素案の作成に当たっては、新座市パブリックコメント手続条例に基づく意見募集を実施し、広く市民の皆様から意見を伺う機会を設けるとともに、市議会議員、文化財保護審議委員の皆様からも御意見を頂いた。また、野火止用水流域自治体に対しても計画を周知し、意見募集を行った。お手元の計画案は、それら全てを反映したものである。本日御審議いただいた後、庁議で協議の上、令和5年度から本計画を推進していく予定である。</p> <p>議案第4号について、質疑はあるか。</p> <p>私も野火止用水保存活用計画策定委員会の委員として</p>
--------------	---	---

	<p>本計画の策定に関わらせていただいた。本委員会は、学識経験者や地域で野火止用水を大切に守ってくださっている皆様など、それぞれの立場から非常に活発な意見や要望等が出され、野火止用水が市民の皆様の大きな財産として定着しているという雰囲気終始満ちあふれた会議であった。</p> <p>一言だけ歴史的なことをお話すると、野火止用水ができる前は、2か村しかなかったが、玉川上水から水を引いて野火止用水を造ったおかげで、幕末には16か村に増えた。現在、約16万人の市民の皆様が本市に住み始めた大きなきっかけは野火止用水の掘削で、これが新座の発展の礎であることは間違いない。古くからお住まいで野火止用水をよく知っている方はもとより、新しく転入してきた方などにも、本市にとって野火止用水がどれだけ大切な史跡であるかということをお話していただくことも教育委員会としても歴史民俗資料館等も活用しながら伝承して欲しい。</p>
委員	<p>本計画は、後世に残す貴重な内容だと思う。直接野火止用水とは関係ないかもしれないが、計画の資料編に景観に関する法令関係が掲載されていることに関連して、新座中学校の正門付近に温泉施設の看板があるのが非常に気になっている。新座中学校の向かい側に新たに歴史民俗資料館がオープンすることもあり、周辺の景観として法令に反しないものか。</p>
生涯学習スポーツ課長	<p>都市計画法上の規制対象には当たらないため、看板設置に関しては、その企業や土地所有者の判断となる。所管課としても残念な思いはあるが、法の規制が及ばないため、やむを得ないというのが正直なところである。</p>
委員	<p>現在、文化庁は、史跡の景観の保全に危惧を抱いている。例えば、埼玉県内でも国指定史跡付近にソーラーパネルが一面に設置されているような場所があり、全国的にも同様の事例が増えている。このように従来の規制では捉えきれないものに対して、文化庁が検討しているようなので、今後、国の動向を注視しながら対応されるとよいと思う。</p>
教育長	<p>新座中学校の正門付近の看板については、少し詳しく調べてもらえるか。</p>
生涯学習スポーツ課長 委員	<p>承知した。</p> <p>本計画は、市民の方も目にすることはできるのか。大変詳しく書かれていて、本市で育っていない方々にとっても分かりやすく、興味深い内容なので、図書館や歴史民俗資料館などでも読むことができればよいと思った。</p>
生涯学習スポーツ課長	<p>SDGsの考え方に基づき、ペーパーレスの観点から、全庁的に印刷製本はしない方向のため、市ホームページを通じて御覧いただくことになる。また、歴史民俗資料</p>

<p>委員</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育長</p> <p>各員</p> <p>教育長</p>		<p>計画の策定に当たっては、大変御苦勞があったと思う。13ページの(1)②に新座市教育大綱の策定について記載されているが、令和4年度までの情報になっているため、令和5年度からの新たな目標等に触れた方がよいのではないか。</p> <p>御指摘のとおり、この部分は古い内容になっているので、修正する。</p> <p>他になれば、議案第5号を承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第5号は、承認する。</p>
<p>議案第6号</p> <p>教育長</p> <p>中央図書館長</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>		<p>議案第6号「第4次新座子ども読書活動推進計画の策定について」を中央図書館長から説明願う。</p> <p>本市では、平成18年3月に新座市子ども読書活動推進計画を策定し、平成23年3月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画を策定し、計画に沿って事業を推進してきた。この第3次計画は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市の基本計画である第5次新座市総合計画が2年先送りになったため、計画期間が令和4年度まで延長となったが、今年度が最終年度となることから、令和5年度から令和9年度を計画期間とする第4次新座市子ども読書活動推進計画の策定を進めてきた。</p> <p>策定に当たっては、新座市立図書館協議会に諮問をし、協議会で御審議いただいた後、市民等に意見募集を行い、提出された意見等を反映した計画を同協議会から答申いただいた。その答申を受け、今回議案として提出させていただいた。</p> <p>第4次計画の構成、基本方針は、第3次計画から変更はないが、令和元年6月に読書バリアフリー法が制定されたことから、「障がいの状況に応じた図書等の充実」、「障がい児に向けた読書活動等についての情報提供」、「ティーンズに向けた読書活動」、「SNS等による情報発信を通じての普及啓発の実施等」を追記した。また、小学校、中学校における推進として、電子図書館の周知や書評合戦、ビブリオバトル等の周知等を追記した。</p> <p>本計画は、本日の審議で最終決定となるものである。</p> <p>議案第6号について、質疑はあるか。</p> <p>29ページに「団体貸出の実施」とあり、「利用促進に向けたPRも行います。」と記載がある。私も商工会の関係でチラシを頂いたのだが、こちらを多くの方が目にして、協力してもらえればよいと思う。私の事業所でも協力させてもらいたい。</p> <p>図書館で本を読まれる方、借りられる方をお待ちしているだけではなく、積極的に事業所に出向いて啓発活動を実施している。学校にも、図書館の職員が来て協力し</p>

議案第7号	委員	<p>てくれていることをありがたく思っている。</p> <p>こちらの計画の策定に当たっても、大変な御苦労があったと思う。赤ちゃんからティーンズまで、子供の成長に合わせて本に触れる様々な機会を提供していくことは大変素晴らしい取組である。今後も是非進めていきたい。</p> <p>第4次計画の中では、現在の課題にも積極的に取り組んでいきたい。また、「学校における子供の利用しやすい書架等の導入」という項目は、予算と大きく関わると思うので、施設の担当課と相談の上、少しでも改善していけることを願っている。</p>	
	教育長	<p>本市のブックスタート事業は、家庭でも本に親しむ環境を作っていただくために、集団検診の会場で3歳児の御家庭に絵本等を配布するもので、大変素晴らしい取組だと思っている。新型コロナウイルス感染症の影響により個別健診が進められている中、今後どのように進めていくのか。</p>	
	中央図書館長	<p>これまでは、集団健診の際に親子に読み聞かせをしたり、図書の重要性を説明するような機会を設けて、リーフレット等をお渡しするとともに、本の配布も行っていた。それが、新型コロナウイルス感染症の影響で個別健診に移行され、事業の実施が難しい状況となっている。</p> <p>今後、保健センターの移転に伴い、集団健診に戻されるのか、それとも、個別健診を継続していくのかにもよるため、保健センターとも調整していくこととなる。もし、個別健診を継続することになれば、新たに本の重要性をお知らせする場の提供を1年かけて検討していきたいと考えている。</p>	
	教育長	<p>例えば、図書館に来た方に配布をするなど、何らかの別の手段を考えなければブックスタート事業が立ち消えになってしまう可能性があるため、検討をお願いしておきたい。</p>	
	各委員	<p>他になければ、議案第6号を承認としてよいか。</p>	
	教育長	<p>承認 議案第6号は、承認する。</p>	
	教育長	<p>議案第7号「新座市立学校給食物資納入業者選定委員会規程の一部を改正する規程について」を学務課長から説明願う。</p>	
	学務課長	<p>新座市立学校給食物資納入業者選定委員会は、学校における給食物資の納入業者を適正に選定し、給食物資の安定的、効果的購入を図る目的で設置しており、毎年度末に会議を開催している。</p> <p>学校給食物資は、納入業者、市立各小中学校及び教育委員会で3者契約を行っている。現在の契約の流れとしては、まず各納入業者が指定申請書を納入先として希望</p>	

	<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>する各学校へ提出し、学校長からの当該書類をもって選定委員会を開催している。そのため、同規程第5条において、学校長は審査依頼書に指定申請書を添付して委員会に提出することとしているが、今回の改正により、業者が学校を介さず、直接学務課へ関係書類を提出することで簡素化を図ることができるものである。</p> <p>議案第7号について、質疑はあるか。</p> <p>承認 議案第7号は、承認する。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>教育長</p>	<p>議案第8号「新座市立小・中学校教職員の人事異動（内申）について」は、人事案件のため、非公開となる。本日の会議の最後に関係部署から資料を配布させていただき、審議をお願いしたい。</p>
<p>諸報告</p>	<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>続いて、諸報告に移る。</p> <p>2件の報告をする。</p> <p>①にいぎマルシェ実行委員会から申請のあった「楽市新座」を始めとして、3件の事業に名義後援を承認した。</p> <p>②老朽化した学校施設の改修を着実に進めるため、令和5年度から教育総務課内に学校施設の整備を専門で行う施設整備室を設置することになった。同室では、校舎の長寿命化工事を始め、給食室改修や屋外トイレの改築等の計画的な業務を行う。</p>
	<p>学務課長</p>	<p>2件の報告をする。</p> <p>①12月21日（水）に第3回新座市立学校通学区域審議会を開催した。志木駅周辺の大規模マンション建設に伴う世帯増に対応するため、第1回及び第2回会議の御意見を踏まえて、お手元に配布した学区域の再編成案を作成し、御審議いただいた。その結果、委員の皆様からも同意を得られたことから、今後、市長部局との調整や市民の皆様への周知を丁寧に行い、令和7年度からの新学区実施に向け準備を進めていく。</p> <p>②インフルエンザ等による臨時休業の状況について、3年ぶりの報告となる。1月17日（火）を皮切りに、1月は3校で3学級、2月は3校8学級で閉鎖措置がとられている。また、本日の午前中に小学校1学級が明日から学級閉鎖をするとの報告が入っている。</p>
	<p>教育支援課長</p>	<p>令和4年度新座市学校評価システムの自己評価の結果について報告する。各小中学校の教職員が行った自己評価の本評価の結果を新座市全体でまとめた資料を配布したので、御覧いただきたい。</p> <p>全体の結果から、評価が高い項目は15番の食育、17番の学校ホームページでAとなっている。毎年懸案</p>

	<p>教育相談センター副室長</p>	<p>事項として挙げられている11番の場に応じた言葉遣いや挨拶については、「指導している。」と質問項目の表現の変更をしてから毎年少しずつ評価が上がってきている。また、数値の変動はわずかではあるが、中間評価との比較では15項目中12項目で上昇、2項目で同様、1項目で低下となっており、中間評価を受けて各学校がそれぞれの学校課題を意識し、改善できるよう取り組んできたことが分かる。</p> <p>なお、1番から3番の学校重点目標に係る設定項目は、ICTの活用等を位置付けている学校が多く、3.9と高い自己評価の学校もある。1人1台の端末を効果的に活用した授業づくりを進めた学校が多かったと言える。</p> <p>また、独自項目だけに着目すると、69項目中A評価が32項目となっており、重点項目を意識して学校経営が行われていたことが分かる。各校においてそれぞれの実態を踏まえ、取組を継続するよう先日の校長会でも指示した。</p> <p>2件の報告をする。</p> <p>①2学期末長期欠席児童生徒調査について報告する。30日以上欠席の不登校数は、小学校116名、中学校208名で、前年同時期との比較では、小学校で30名の増加、中学校で28名の増加となっている。</p> <p>考えられる原因としては、小学校、中学校ともに本人に係る状況が最も多く報告されている。具体的には、ゲームやネット依存などから来る生活リズムの乱れや学業成績の不振などから来る不安や無気力などが挙げられている。また、家庭環境、親子の関わり方、家庭内不和などに起因するものも見受けられる。中には、本人に係る状況と家庭に係る状況が複合的に絡み合っているという部分も見られる。</p> <p>対策としては、早期に適切な支援につなげるためのアセスメントが重要であるため、原因ばかりを追及するのではなく、本人の気持ちに寄り添いながら個に応じた支援を行うように校長会等を通じて指示をした。また、3学期は年度末という点から、ハートフルシートの追記や校内での情報共有、新学年に向けての引継ぎ等を確実にを行うよう併せて指示した。</p> <p>②現在、八石小学校、新座小学校、第三中学校に通級指導教室を設置しているが、通級指導教室入室児童が定数に達したため、新たに野寺小学校への増室を進めている。</p>
	<p>教育長</p>	<p>各課からの諸報告に対する質疑、意見はあるか。</p> <p>私から追加で報告がある。</p> <p>本日、池田小学校で山桜の移植式を実施した。校庭の</p>

<p>その他</p>	<p>教育長 委員</p> <p>教育総務部長</p> <p>教育長 教育総務部長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>中央部にある山桜がかなり傷んで存続が危ぶまれる状況のため、クラウドファンディングを実施して、太い幹を守るような養生をしたり、肥料を与えたりして保存を図っている。それと同時に、挿し木から苗にしたものを育てていくために本日新たに移植をしたものである。テレビ局と新聞社も取材に来てくださっていた。</p> <p>その他、全体を通じて何か意見等はあるか。 公民館の児童室の照明器具について、以前にもお伝えしたことがあるが、今だに音が鳴ったり、急に消えたりして、修理をしてもらえていない。 また、節電のためだと思うのだが、廊下も階段も全て電気が消されていて、真っ暗で危険を感じた。 公民館まつりの打合せに関しても、忙しい中、会議に出席した人が、「もう済んでいるので大丈夫です。」と言われたり、挨拶原稿の内容確認なども依頼されないまま進んでしまったりしたという苦情も聞いている。 全てにおいて、もう少し細やかな対応をしていただくようお願いしたい。</p> <p>御指摘いただいた件について、大変申し訳ない。 公民館の照明の修繕については、早急に対応しなければならぬと認識している。具体的な箇所をきちんと把握し、予算の中で対応を図っていく。公民館は、市民の皆様との拠点でもあるため、今後も点検等を実施し、教育委員の皆様にもそのようなお声が届かないように努めていきたい。</p> <p>公民館まつりの打合せについては、各館ごとに利用団体と行っており、私の方で各館の細かい状況までは把握できていないため、中央公民館長にも事情を聞くなどして、改善を図っていきたい。</p> <p>公民館はLEDを設置する計画はあるのか。 なかなか一斉に実施ということはできないが、令和5年度は、西堀新堀コミュニティセンターの軽体育室を全てLEDに替える予定になっている。</p> <p>学校施設は、令和5年度に全てLEDに替える予定になっているが、公民館についてもなるべく早期にLEDに替えるようにしていきたい。</p> <p>他になれば、次回の会議日程を確認する。 令和5年第1回臨時会は3月15日（水）午後0時30分から教育長室で、令和5年第3回定例会は3月22日（水）午後3時から市役所本庁舎3階の304会議室で行う。 この後、議案第8号「新座市立小・中学校教職員の人事異動（内申）について」を審議したい。関係部署以外の方は退席願う。</p>
------------	---	---

<p>議案第 8 号</p> <p>閉会</p>		<p>議案第 8 号「新座市立小・中学校教職員の人事異動（内申）について」は、人事案件につき、非公開とする。</p> <p>（非公開）</p> <p>これをもって、令和 5 年第 2 回新座市教育委員会定例会を閉会する。</p> <p>午後 5 時</p>
--------------------------	--	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記